

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正に係る部分）
規制の名称	登録再生利用事業者の標識に係る書面掲示規制
規制の区分	拡充
担当部局	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、環境省環境再生・資源循環局総務課
評価実施時期	令和5年1月～3月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律においては、登録再生利用事業者に対して、事業場における標識の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには事業場に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p><b>【規制の内容】</b></p> <p>国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上の公表義務を登録再生利用事業者に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
遵守費用	全国の登録再生利用事業者約150が全て公表義務の対象となったとしても、標識をインターネット上で公表する費用は2時間×1177円×150=353,100円となり、遵守費用は極めて少額にとどまる。
行政費用	農林水産省が遊漁船業者に規制の内容を周知・広報するに当たっては、省のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと想定される。

その他の関連事項	本評価の活用は行っていないが、今後、関係団体等に対して、遵守費用など評価の要素を説明し、情報収集や議論を行う予定である。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	